

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP公開版

(整理番号0912)

本審議会 第465回

令和7年8月4日 公開

開催日時	令和7年8月4日（月）	14時00分～15時00分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 意見陳述について 2 群馬県最低賃金専門部会の審議状況（中間報告）について 3 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について 4 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	それでは定刻より若干早いですが、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計13名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 本日は公益委員の鈴木委員と、使用者代表委員の金井委員が欠席となります。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員には内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
-----	--

	また、本日は、傍聴される方が7名おりますことを併せてご報告いたします。
事務局	ただいまから、第465回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。
	議事の進行につきましては、 会長にお願いいたします。
会 長	それでは、会議次第に従いまして進めてまいります。 これから意見陳述を実施いたします。 意見陳述は5名の方が行います。各人の持ち時間は5分となっておりますのでよろしくお願いします。それでは、意見陳述をお願いいたします。
事務局	はい、陳述される方を順にお呼びいたしますので、前に出て意見陳述をお願いします。陳述が終わりましたら、お席にお戻りください。 それでは、初めに、全労連・全国一般群馬労働組合の さま、よろしくお願いします。
 陳述人	座って失礼します。全労連・全国一般群馬労働組合執行委員長の です。 それでは意見陳述を行います。 今、労働者の実質賃金は下がり続けています。石破首相は、賃上げを強化すると言ったけれども、賃上げは政府が行うものではなく、労使の力関係である。全くの空手形であります。 今年の春闘でも、大手企業での賃上げは五桁回答が続出しましたが、日本の八割以上を占める中小企業では、賃上げすら出来ない状況が続いています。これでは中小企業では、労働力不足や、人件費の高騰に、外国人労働者等を雇い、しのいでいるのが現状であります。この現象は、大企業の要望を聞いてきた政府の労働政策が、三十年も賃金が上がらない日本にしてきた、大きな要因です。一方、生活に影響する物価高は止まらず、米騒動にも発展しました。日本人の主食である、米すら口に出来ない事象も、政府の失政に他なりません。 この状況下、各政党も物価高に対する生活安定の鍵は、消費税の減税をすることと強調してきました。しかし、現政権は、消費税温存の方針を変えず、国民意識と大きな隔たりを広げました。その結果、7月に行われた参議院選挙では大敗を喫したわけです。今まで与党は、消費税減税をめぐり、予算がないと、減税を拒否してきま

した。一方で、裏金事件の解明をせず、海外へのバラマキや軍拡などで、血税を湯水のように使っている矛盾が、国民感情を逆撫でした結果が、この選挙結果に表れた一因と言えるのではないでしようか。

7月14日に行われた第464回群馬県最低賃金審議会では、群馬県山本知事が、この場にお見えになりまして、最賃引き上げ要請を審議会に行ったことは、画期的であるといえます。同時に群馬県としても賃上げを行った企業に対して、支援を行う企画を立ち上げた、前向きな発言もありました。

私たち、全労連傘下の組合は、最低賃金が、地方により大きな格差があることに焦点を当て、全労連が、地方労連と一体となり、どれだけあれば憲法25条の示す最低限の生活ができるのかを調査してきました。これは、最低生計費試算調査といい、弁護士会の要請文書にも書かれているものであります。調査の結果は、当初時給1,500円という額となっていました。この物価高の影響によって、再試算したところでは、1,700円から1,900円にも上がっています。

今、私たちの提案は、早急に、全国一律で、時給1,500円に引き上げること、同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることです。労働者の懐を温めることにより、消費購買力をアップさせることこそ、経済を回す、必要な対処であると考えます。他国においては、最低生活保証イコール最低賃金としているところがあります。言い換えれば、生活できない水準ではないということです。日本の最低賃金額で、一年間働いても、ワーキングプアの領域を脱しないという中身では、駄目だということです。アメリカの自動車産業では、時給30ドル、約4,500円にする労使協定を結んでいます。欧州も時給2,000円が当たり前となってきた中、日本においても、最低賃金引き上げの議論が活発に行われるべきと考えます。そのためには、中小企業の経済力をアップさせる政策と、援助は欠かせないものであります。

少子化が叫ばれていますが、大本は、子供を産み育てる生活レベルにないということではないでしようか。これを打開するためにも、最低賃金の引き上げが重要視されなければならない。ぜひ今回の改正では、この点を重視して検討いただくよう、要請いたします。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、コープネットグループ労働組合の[]さま、よろしくお願いいたします。

陳述人

生協労連コープネットグループのと申します。今日は、よろしく願いいたします。意見を述べさせていただきます。

労働者の労働条件向上、ならびに最低賃金について、ご審議いただく皆さまに、心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は、生活協同組合と、関連職場で働く仲間を組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくするための最低賃金の引き上げを目指し、とりわけ最低賃金におきましては地域間格差の解消と、どこでも、だれでも8時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金1,500円以上を今すぐ実現することを目指しています。今年度の群馬地方最低賃金審議会の改定につきまして、生協職場の仲間を代表して意見を述べさせていただきます。

一つ目、2025年の最低賃金改定にあたって、最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するものです。しかし、この間の米価の高騰などの急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしがひっ迫し、とりわけ非正規労働者など、低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題は、より深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により群馬県の最低賃金は、985円となりました。しかし1日8時間、週5日勤務しても、月額で16万円ということで、年収190万円程度で。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。また、コープネットグループ労働組合の組合員は、1800人近くは社会保険未加入の、非正規雇用です。年収の壁との関係で、社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、時給1,500円以上にしてほしい、という要望が、短時間労働者と、その周辺から、強く、大きく出されています。

さらに、社会保険に加入している非正規労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層は、より物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足、そして物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも一日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声を、是非受け止めた上での、議論をお願いいたします。

二つ目、暮らしの実態、これは実際に労働組合に届いている声です。ので、ちょっと紹介させていただきます。

物価高で更に高騰して一時金や給料だけではやっていけません。子供がいる家庭では、更にお金が出ていく一方です。電気、ガ

事務局 陳述人	ソリン、すべての物価が高い。米の高値が一番苦しい。物価の高さを実感しています。給料が上がっても、これに追いつけていない。これからの生活が心配です。 買い物をして、生活に必要なものほど値上げをしていて、いつもの買い物の支払いが 2,000 円位上がっている気がします。物を売る企業も値段を上げないとやっていけないというのなら、買う側の賃金も同じように上げてもらわなければ、生活ができないのは当然です。 3 番目、1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ。埼玉県労働組合連合会が、2024 年に実施した最低生計試算調査では、25 歳、単身者で 1 日 8 時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1,800 円、月額 27 万円が必要という結果が出ました。6 年前に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。 群馬県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、大幅に上げる審議をお願いいたします。昨年の徳島県地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会が答申した目安額を 34 円も上回る額での、最低賃金の引き上げ額を決定しました。今年は群馬県知事が、国の中央最低賃金審議会が示す全国一律の引き上げ額を目安に大幅な上乘せを求める要望書を提出したと報道されています。徳島県にできたことが、群馬県にできない理由はありません。是非、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とは、の視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも群馬県の最低賃金を、1,500 円としていただくよう、お願いいたします。以上です。 ありがとうございました。 続きまして、群馬県医療労働組合連合会の [REDACTED] さま、よろしくをお願いいたします。 県内の医療機関、また介護福祉施設で働く労働者で組織する労働組合、群馬県医労連、書記長の [REDACTED] と申します。本日はよろしくをお願いいたします。医療・介護・福祉労働者の立場から意見を述べさせていただきます。 医療・介護福祉現場には、看護師をはじめ国家資格などのライセンスを持つ労働者も数多くいますが、働く労働者の賃金は社会的な役割に見合わない非常に低い賃金水準に据え置かれています。他産業で 25 年ぶりに高い水準の回答が引き出され、賃上げの世論が広がる中で、私たちの賃上げは他産業以下です。私たち医労連だ
-----------------------	--

けでなく、四病院団体協議会の調査でも一般産業の半分の賃上げにとどまっていることが発表され、先月末の日本看護協会が発表した 12 年ぶりに取り組んだ看護職員の賃金に関する実態調査でも、病院勤務の看護師の平均基本給は 5,800 円しか上がっていないことが浮き彫りになりました。医療介護労働者の賃金引き上げは安全安心の医療・介護を確立する人員確保に不可欠なものであり、社会的役割にふさわしい賃金水準の実現に向けて、正当な評価が求められています。

診療報酬、介護報酬は法定価格であり、全国一律ですが、賃金実態は地域間の格差にリンクしています。看護師求人ボックスの調査では、応援ナースでも、群馬県の平均時給は 1,400 円から 1,700 円、しかし、東京・千葉は平均 2,500 円、1,000 円以上高く、神奈川は 2,200 円、茨城・埼玉でも平均 2,000 円と、大きく引き離されています。県内看護師の初任給は 16 万から 20 万円程度、民間の看護師給与業者の結果では、月収 30 万以上といわれていますが、これは月 8 回以上の夜勤手当や、住宅手当、交通費を含んだもので、夜勤がない、外来などで働く看護師は驚くほど賃金が低く、生活できない状況です。東京の民間病院に勤務する看護師と比較すると年収 100 万円の差です。介護福祉士に関しては、国家資格を有しても、賞与や手当を合わせて年収 300 万に届かず、これでは生活が出来ず、家族を養うことができないと、離職の連鎖が止まりません。

介護現場を支える介護職員やヘルパー、利用者の通所ドライバーの多くは、地域最賃で働いています。物価高騰や、地域に円安による影響が続く中、生活実感は確実に厳しくなり、大幅賃上げが必然的に求められています。しかし、ケア労働者の賃金は、物価高騰を上回る賃上げを獲得した組合は少なく、残念ながら他産業の賃上げの水準に全く及ばない状況です。基本給を含めても 2 %、平均 3,800 円にとどまり、他産業の 10 %、12,000 円に賃上げが実現している中、私たちの賃金格差は、より広がっています。群馬県の高齢化率は 22 年で 31 %、23 年には 33 %と、全国平均よりも上回り、2040 年には 40.7 %に達する見込みです。しかし、介護職員は、来年の時点で 2000 人が不足、2040 年には 8000 人が不足する見通しが出されています。介護福祉士の養成校では、今や 3 割しか、満たない。その入学の中で、いかに介護職員が不足しているか、その実態には過酷な労働実態とともに、見合わない賃金があります。学校側が推薦しない職業、親が子に勧めない職業になっています。2022 年以降、医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が増減する事態、いわゆる離職増加につながっています。

事務局	県をまたいだ方が時給が高いと、県境を越えてバイトに行く、越境バイトが TBS で報道されました。私たちが行っている宣伝行動でも、ある高校生は地域間格差を知って、関東最低の賃金、群馬最悪じゃん、って言っていました。それが生の声です。大幅な最低賃金の引き上げの実行が、多くの世代から求められています。 地域別最賃が、全国平均を上回るのはもちろん、関東平均に並ぶことが、県内雇用にも、事業立て直し、医療介護現場でも、人材確保が出来ることにつながります。こういう観点からも、大幅な最低賃金の引き上げの即時実現を求め、意見いたします。以上です。 ありがとうございました。 続きまして、群馬県自治体一般労働組合の 〇〇〇〇 さま、よろしくお願いいたします。
〇〇〇〇 陳述人	よろしくお願いします。私は、県内の地方公務員および公務関係労働者でつくる、群馬県自治体一般労働組合の委員長をしております 〇〇〇〇 です。7 月 14 日の群馬地方最低賃金審議会を傍聴しました。山本一太知事が、最低賃金の引き上げを求める要請書を読み上げたことに、驚きました。理由は明確です。中央最低賃金審議会が、2024 年度にまとめた引き上げ目安 50 円について、山本知事は同年 7 月の記者会見で、最低賃金が関東の中で低いからといって問題視するつもりはないと言いました。しかし、先月の審議会では、知事はその発言を一変させたからです。知事は現在の県最低賃金について、地域経済の実態に関したもので、人材流出を引き起こす懸念もあり、早急に解消すべき問題だとして、今年度の目安額に大幅な上乗せを求めました。このことは、最低賃金引き上げを求める、県民の世論と運動に知事が答えたというふうに考えたいと思います。私たちは、今年の春から、群馬県で、健康的で文化的な生活を送るために必要な最低限の月給および時給の水準を科学的に明らかにしようと、最低生計費試算調査を進めてきました。具体的には、41 項目での生活実態調査、265 項目にわたる持ち物検査、および価格調査、などもあって、健康で文化的な生活を営むためには、必要な賃金はいくらなのか、その検討と分析を進めています。この調査は、静岡県立大学短期大学部の准教授の 〇〇〇〇 先生の監修の下で実施しております。調査票のアンケートに答えた男性は、このように発言しました。 1990 年代の氷河期時代を経験した男性です。安定した就職先を見つけることに苦労した時期がありました。友人と買い物をしたこと、旅行したこと、色んなことを思い出しました。この先どうな

	るのかなどと、将来のことも考えたそうです。書き終えて、ほっとしましたが、自分のところでゆとりのない生活が続いているんだなということを実感した、というふうに書かれておりました。 ご存知のように今、群馬県の県民の中には大きな意識の変化がみられます。それは昨年の2月の前橋市長選、今年春の東毛地域での市区議長選挙の結果、そして今回の参議院選挙の結果に、私は、如実に表れているというふうに思います。つまり、現状に大きな不安を持ち、打開の方向を求めて模索している、そういった県民の意識が、大きく浮上しているんだというふうに思います。国は、25 骨太方針で、賃上げこそ成長戦略の要として、賃上げを求めています。字面だけにしてはなりません。地方審議会を公開で運営し、ただちに、県最低賃金を 1,500 円とし、全国一律の最低賃金の創設を国に提言すべきです。最後に、県経済の発展にとって、県最低賃金の大幅引き上げが有効であることを強調して、意見陳述としたいと思います。ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、群馬県労働組合会議の [] さま、よろしくお願いいたします。
[] 陳述人	群馬県労働組合会議事務局長の [] でございます。ちょっと本文は長めになっておりますので、簡潔に、かいつまんで申し上げたいと思います。群馬県労働組合会議を代表して、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに 1,500 円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現と、中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとはなっていますが、最賃近傍で働く労働者の生活は、改善するどころか、異常な物価高騰によって、更に困難な状況となっております。物価高騰で食費を削っている、お米が高く麺類にしている、病院に行けない等々、深刻な声が上がっています。最低賃金法の目的である、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを、達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。 日本の最低賃金には、三つの大きな問題があります。第一は、あまりにも低額で自立して生活できないこと。第二には、あまりにも都道府県間の格差が拡大してしまったこと。第三は、中小企業支援

が脆弱であることであります。

第一のあまりにも低額で生活できないことについて述べます。最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは8時間働いても自立して人間らしく暮らすことが出来ません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合、全労連の各地方組織が、全国27都道府県で約5万人の協力で行ってきた、マーケットバスケット方式による、最低生計費試算調査によると、全国どこでも25歳単身で月額24万円（税込）、時間額1,500円以上、月150時間換算、必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でも、ほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは、1,700円、1,800円の結果が出ており、1,500円でも足りない状況が示されています。いちばん最後に、別紙の表を付けておきましたので、ご覧いただければと思います。これに対して、群馬県の最低賃金額985円は、約6割であり、これでは自立して人間らしく暮らすことは極めて困難です。中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台として、しっかり位置づけ、最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げることを、強く求めます。

第二の大問題である、都道府県間の格差拡大についてですが、最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が高い地方では労働者、とくに若者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。このことは先日の山本知事の意見陳述でも触れられています。都道府県間の格差をなくすためには、全国一律最低賃金制度の創設しかありません。この制度の創設を国に求めることを、本審議会の答申に盛り込んでいただければ、と思います。

第三の中小企業支援が脆弱であることについてですが、私たちが求める、最低賃金をただちに1,500円以上に引き上げることは、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも日本の中小企業のおかれた現状では、最低賃金1,500円への引き上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。しかし、労働者の雇用と生活を守る企業責任は、中小企業であっても、曖昧にすることは出来ません。最低賃金には、生存権を保障する水準が保証されるべきであり、払えるかどうかで決めるのは本来の主旨ではありません。だからこそ、私たちは、最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求め

	ています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう、強く求めていきたいと思ひます。 最後に、審議会の運営についての要望です。専門部会も含めて、審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、公開することで議論が活発になった、という経験が報告されています。原則公開の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを求め、群馬県労働組合会議の意見とします。ご清聴ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 意見陳述をされる方は以上でございます。
会 長	これで意見陳述を終了します。 続きまして、議題3の群馬県最低賃金専門部会の審議状況等について、事務局から説明をしてください。
事務局	はい、第1回目の専門部会を7月31日に開催しております。 専門部会の労使委員は、7月14日に候補者の推薦に関する公示を行い、各関係団体から推薦をいただきまして、資料1の名簿のとおり任命されております。 第1回目の専門部会では、運営規程や運営方法につきまして、ご審議をいただきました。また、事務局から調査審議に使用していただく資料を配布しております。
会 長	群馬県最低賃金専門部会の状況について説明がございました。質問等ありましたらお願いします。
各委員	【特になし】
会 長	それでは、特にないようですので次に進ませていただきます。 続きまして、中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について、事務局から説明をしてください。
事務局	本日、目安答申の伝達を予定しておりましたところ、まだ、小委員会で結論に至っていません。今後、本省から答申文が届き次第、委員の皆さまには別途御連絡させていただきたいと思っております。

会 長	ただいま、事務局から目安の答申文が届いていない旨報告があり、今後、答申文が届き次第、委員の皆さまへ別途御連絡したいとのことでございます。このことにつきまして、御意見等がございましたでしょうか。
各委員	【特になし】
会 長	それでは、御意見等ないようですので、事務局は目安の答申文が届き次第、委員の皆さまへ答申内容等について、ご提供いただけますようお願いいたします。 それでは、現時点におきましては、目安額の答申文は届いておりませんが、各委員の皆さまで、これからの金額審議等につきまして、何かお考えなどございましたら、御発言をお願いします。 はじめに労働者側委員からお願いいたします。 ■■■■委員、お願いいたします。
■■■■委員	労側委員の■■■■です。私からは最低賃金での年収水準について発言させていただきます。 現在、最低賃金は時給にして全国平均で 1,055 円。今期の中央最低賃金審議会での改定目安では、先ほどのご説明の通り、現時点では提示されておられませんけれど、仮に、新聞などで報道されている、過去最高の 6 %、63 円が提示され、全国一律 63 円が実現したとしても、全国平均の時給では、1,118 円であり、年間 2,000 時間働いたとしても、年収は 220 万程度であり、群馬においては、現在の最低賃金 985 円ですから、同様に算出した場合、時給 1,048 円、年収にして 210 万円という状況でございます。これでは、懸命に働いたとしても、生活保護水準を多少上回る程度の年収しか得られず、また、連合が、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準として、独自に算出しているリビングウェイズや、相対的貧困ライン水準にも届かず、働く者の生活を守るセーフティネットとしては、不十分なものと考えます。現在、企業をとりまく経営環境、とくに中小企業においては、労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できておらず、賃上げ原資の確保が難しい企業も多く存在していることは事実であり、理解してございますけれども、昨年物価高の中で、最低賃金に近い水準で働く人の生活への影響に配慮いただき、将来への不安を払しょくし、安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引き上げが必要と、考えます。大変厳しい状況とは存じますが、昨年 10 月の石破首相の所信表明演説や、同じく 11 月に閣議決定された、国民の安心安全

会 長	等の持続的な成長に向けた総合経済対策の中で示された、2020 年代に、全国平均 1,500 円への引き上げを目指す、とする方針の一日も早い達成に向け、使用者の皆さまのご理解をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
委員	ありがとうございます。他にございますでしょうか。 はい、労側委員の[]です。私からは、人材流出防止について、発言をさせていただきます。 群馬県内の企業においては、少子高齢化の影響もあり、総人口、労働力人口、ともに減少の傾向が続いており、人材確保は喫緊の課題となっております。私が所属する、県内の自動車産業においても、新卒採用は、募集人員に対して定員割れとなる企業が増加しており、優秀な人材の確保がますます困難な状況です。このような中で、人材の流出を防ぎ、地域に根差した、魅力ある企業づくり、そして、魅力ある群馬県の実現に向けては、最低賃金の引き上げが極めて重要な要素であると考えます。現在群馬県の最低賃金は、関東圏内で最も低い水準にあり、この状況が続けば、優秀な人材は、他県へと流出し、県内企業、特に中小零細企業においては、事業の拡大はおろか、現状維持すら困難となり、事業の撤退や経営危機に直面する可能性も否定できません。つきましては、使用者委員、公益委員におかれましても、地域経済の持続的な発展と、雇用の安定のために、最低賃金の大幅な引き上げについて、ご理解いただきますようお願いいたします。
会 長 委員	ありがとうございます。それでは[]委員、お願いいたします。 労側委員の[]です。よろしくお願いいたします。私からは、最低賃金の引き上げの必要性について、3 点申し上げさせていただきます。 まず一点目ですが、先ほど[]委員からもありましたが、日本の少子化の進行に歯止めがかかっておりません。15 歳から 64 歳の、いわゆる生産年齢人口の減少が課題となっており、群馬県においても、人手不足が深刻になるのではないかと、想定されます。人材の確保や定着は、企業の持続的な成長と、競争力を維持するために、極めて重要であります。そのような中で、群馬県の最低賃金を隣県と比較すると、栃木県とは 19 円、埼玉県とでは 93 円の格差があり、隣県への人材流出が懸念されます。群馬県の最低賃金を大幅に引き上げることで、人材流出の防止による、人材の確保、定

着、そして、現場力の強化、モチベーション向上など、今後の事業継続を見据えた、人への投資が、これまで以上に必要ではないかと、考えております。

二点目になりますが、2025 春闘では、33 年ぶりに高い水準と言われた昨年を更に上回る水準での、妥結結果が報告されております。春闘の成果が、正社員中心にとどまるのではなく、高い水準の流れを最低賃金の引き上げにつなげ、最低賃金近傍で働く非正規労働者を含めた、全ての、働く仲間の生活を守ることが重要です。社会全体の所得の底上げと、格差是正を目指す観点で、最低賃金の大幅な引き上げを図ることが必要であると考えております。

最後、三点目になりますが、最低賃金は、暮らしに直結しております。私たちの生活に欠かせない食料品や、衣料品の価格、光熱費といった、生活必需品は、昨年より、高騰しております。この物価高騰を受け、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、今後更に生活が苦しくなることが予測されます。まだ、中央最低賃金審議会から、目安額が示されておりましたが、昨今の物価高騰に耐えうる金額水準要求をさせていただければと思います。以上、最低賃金の引き上げの必要性についての主張とさせていただきます。よろしく願いいたします。

会 長

それでは■■■■委員、お願いいたします。

■■■■委員

労側委員の■■■■です。私からは、群馬県内の多くを占める中小企業で働く労働者の立場で、考えを述べさせていただきます。

2025 春闘では、大手企業を中心に過去最高水準の賃上げが実現しましたが、中小企業では、賃上げは困難であるという組合も多く、結果として、大企業と中小企業との格差が一層拡大しています。また、非正規で働く多くの労働者にとっては、春闘の賃上げの恩恵が届きにくく、物価上昇の影響を強く受けながらも、賃金がそれに追いつかないという、厳しい状況が続いています。私も現場で、中小企業の経営が非常に厳しいことを、日々実感しています。エネルギーや、原材料の価格高騰、人手不足など、企業の皆さまが大変な努力を重ねておられることも十分に理解をしております。そうした中で、ようやく価格転嫁が少しずつ進みはじめ、群馬県でも、賃上げ促進支援金制度が導入される等、賃上げに向けた環境が、徐々に整いつつあると感じております。最低賃金の改定にあたっては、労働者の生計費、地域における賃金の実態、企業の支払い能力、という三つの要素を総合的に考慮する、これが基本だと思っています。この三要素は、最低賃金が、単なる数字だけではな

	く、社会全体の健全な発展につながる制度であることを示す、重要な視点だと思っております。その上で、今のように物価高が続き、生活に直結する支出が増えている状況では、労働者の生計費を重視した判断が不可欠です。最低賃金は、とくに非正規で働く方々にとって生活の基盤であり、その引き上げは、生活の安定と将来への希望につながります。実際、多くの中小企業では、最低賃金の改定額を参考に、賃金が決定されており、最低賃金の引き上げが無ければ賃金全体の底上げは進みません。最低賃金の引き上げは、労働者の生活の安定にとどまらず、地域経済の活性化や、人材の定着にもつながると確信をしております。現場で働く労働者の声に耳を傾けていただきまして、建設的な議論が進めますよう、ご理解をよろしくお願いいたします。
会 長	はい、ありがとうございました。 それでは、■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	労働側委員の■■■■です。だいたい内容は、今、4名の委員の方がお話していただいた内容に、ほぼ被る部分もありますが、若干違うところをお話ししたいと思います。 本年度、皆さまの審議ですね、中央でもまだ目安額が出されていないというところで、昨年以上に厳しい審議が、群馬県でも予想はされており、私たちとしても、慎重かつ丁寧に議論を進めていきたいと思っております。先ほどから言っておりますけれども、群馬県の最低賃金 985 円、物価上昇が続く中で、この水準では、最低賃金近傍で働く方々の生活改善にはつながっておらず、厳しい状況となっております。さらに、この金額は関東地方でも、最も安く、栃木県との差は 19 円、ということで、人材流出という懸念もされております。 今年ですね、連合群馬が実施した県民意識調査によると、まず地方最低賃金の引き上げが必要、という回答をした県民は 52.8%と、半数を超えて、さらに、最低賃金が都道府県ごとに定められていることを知っているという回答をされた方は 8 割を超えました。これらの結果からも、県民の皆さんが最低賃金に強い関心を寄せていることが、わかります。また、統計資料を見ても、群馬県の標準生計費を見ても、近隣県より高く、また総合指数の順位で見ても、全国 15 位という高い水準にあります。にもかかわらず、最低賃金については栃木県を下回っており、群馬県の実情に照らし合わせても、妥当な金額だとはいえません。もちろん企業が直面している、原材料費の高騰、光熱費、価格転嫁が難しい状況においても、

	もちろん認識をしておりますが、群馬県を魅力ある地域として育てていくためには、最低賃金の引き上げは、欠かせない重要な要素であると考えています。加えて、近隣県との賃金格差を是正することも、喫緊の課題ととらえております。公益委員、そして使用者委員の皆さまにおかれましても、是非、群馬県の現状に対するご理解を賜り、前向きなご判断をいただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。
会 長	はい、それでは労働者側からは、これでよろしいでしょうか。それでは、使用者側委員からもお願いします。 はい、■■■■委員、お願いいたします。
■■■■委員	使用者側の、■■■■でございます。 今、労側の方からですね、色々と大変な状況であるということで、なんとか最低賃金の引き上げを、という話がありましたけれど、使用者側としても、現在の物価上昇、その他諸々を考えて、できる範囲の中での上昇を考えて行きたいなどは、考えております。ただ、大手企業さんは、いつの間にか、自動車もここ数年で、ちょっと前の 1.5 倍の金額に値段が上がっておりまして、食品なんかに至りましては、来月から 1100 品目一斉に値上げしますよと、ほんと、そういう発表が出て、我々はそれに、飲まざるを得ない状況で一般の生活を送っているわけですが、中小企業に関しましては、先ほど■■■■委員からも話がありましたけれども、その原本をどこからひねり出すかということが、毎回、検討しているといえますか、苦悶しているところではございます。中小企業庁が6月の20日に公表しました、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果というのを見ますと、原材料費が 32.3%、エネルギー費が 25.6%、労務費は 25.5%ということで、原材料では3割、エネルギーが 25%、労務費が 25%位という部分が大手企業さんの方で認めていただけたという状況なんですけれども、実際問題、私どものところでは、これがどれも当てはまっておりませんので、全部しよいこみで利益を削って商売しているような状況にありますので、本当に先ほどの山本知事の話にもございましたけれども、中小企業に対する支援策をですね、具体的にあらわしていただいて、そういうものをカバーできる原資を早く作っていただきたいというのが、我々の考えでもありますので、それにつきましては、労側委員の皆さんも、ご理解いただけないかもしれないですけども、極力、要望に沿うように検討していきたいとは考えておりますので、県の方とすれば、原材料調達、円安に起因する価格高騰分の差額支

会 長

援というようなものを、県の方で行っていただいてですね、迅速に対応できる、また他にも新たな支援策の創設をお願いしたい、というのが、使側の意見のひとつとして、申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、 委員、お願いいたします。

 委員

使側委員の でございます。

先ほど、労側委員の皆さまから、色々な意見をお聞きしていただきましたけれど、慎重かつ丁寧な議論、まったく同感でございます。どちらかといいますと、数字ありきであったり、他県との比較というようなところで、議論が進もうとしておりますけれども、やはり、地域性ですとか、その地域によって産業構造等が違うわけですから、そういった実情を踏まえて、しっかりと、丁寧に、慎重に議論すべきだと考えております。そういった意味で、群馬県の状況は色々、話は伺いましたけれども、そういったところをしっかりと踏まえた上で、この議論を進めていきたいと思っております。

そして私自身、ものづくり、特に自動車関係の業界に籍を置いているわけですが、春闘の頃と、ちょっと今とでは、やはり、状況がかなり変わってきているというところです。春闘はだいたい2月、3月ということでして、そのあとの問題がアメリカの関税の問題です。皆さんご存じの通り、特に自動車は大幅な追加になりました、25%、自動車、自動車部品、というようなところがありましたし、鉄・アルミ関係の製品については50%というような関税が、トランプ政権から出たんですけれども、今、それが15%ぐらいという、お話もありますが、とはいえ、以前に比べれば関税が上がっていることは事実ですし、自動車・自動車部品は、10%のダウンというのがあるんですけれども、特に我々が使っているような鉄・アルミの製品については、依然として50%のままです。ですから、決して、状況が良くなった、若干、良くなっているかもしれませんが、春闘の頃に比べれば、まだまだ、関税という面では、大きな問題があるわけですし、そういった経済環境の変化ということもしっかりと我々も踏まえた上で、今後、最低賃金についても、議論していかなきゃいけないな、というふうに思っております。

一方で、海外との比較というようなお話も色々あるんですけれども、実際アメリカなどでも、西海岸、東海岸、そういった人口の多いところでは、どんどん賃金も上がっていくようなところはあるんですけれども、実際、アメリカの中でも田舎の方となると、や

	はり物価指数で3%前後の上昇なんですね。ですから、高いところばかりの数字を見て、色々、話し合いをするのではなくて、そういった、地域性ですとか、そういったことも考えながらやっていかなきゃいけない。日本が今、5%、6%という、そういったところから比べるとやはり異常な数字であるというふうに思っておりますので、そういったところも考えながら、今後、慎重かつ丁寧な、議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
会 長	ありがとうございました。 それでは、 委員、お願いいたします。
 委員	はい、使用者側委員の です。私からは、製造業を例にあげ、意見を申し上げたいと思います。 ご存知のとおり、製造コストが異常に上がっている状況です。賃金の上昇分、物価の上昇分、エネルギーコストなどを、価格に転嫁すればいいと言われますけれども、価格に上げられたとしましても、当然のことながら、販売数量が減ります。また、そもそも上げられない事情もあります。例えば、具体的な例を挙げますと、固定資産税の減免の限度額というのが20万円未満というような指針がございまして、装置の値段が20万円未満じゃないと買えないんだ、というような暗黙の壁がございます。こういった壁があるものですから、その壁を下回るような金額で出さざるを得ない、という状況があります。経営者側としましては、その壁と、コストの間に挟まれているような状況であります。今、製造業の小さな例を挙げましたけれども、業界ごとに、このような壁があることが考えられます。使用者側、労働者側だけの努力に頼った賃上げには限界があります。そういった指針のガイドラインの基準額の変更を希望するところでございます。こういった状況も考え合わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございました。 それでは、 委員、お願いいたします。
 委員	使用者側委員の でございます。 総論としては、当然、給与は上がった方がいいし、収入は上げたいというのはわかるのでございますけれども、貰う人が居れば、払う人がいる。こちらは払う側の理念でお話をしているのであります。例えば平均ですとか、他県との比較とかいうことをやるわけで

	すけど、平均の会社ってのはないし、我々、使用者って人がいるわけではないし、全て個別バラバラなわけでありまして。その中で、災害に際しては、なんですけど、声が出せる方が元気なので、声が出せない人、瀕死の重体の人は声が出せない。そういう経営者ですね、世の中にたくさん居るわけです。最低賃金というのは、そういう人たちに関わっているお話でありまして、ここで声を出しているのは経営者、労働組合ですけれども、企業のレベルの話ではないということが、非常に大きい現実なのかな、と思っています。そういう意味では、ついそのまま平均でどうか、考えがちなんですけれども、個別の状況をしっかりと見て、そして、経済政策と、罰則付きの法律の改定というのは、とくに次元の異なることでありまして、それを同じ土俵の上で議論するというのは、あまりよろしくないのではないかなというふうに思います。民間企業の給料なら、景気悪くなったら、すいまして言って下げること可能かもしれませんが、最低賃金は、景気が悪いから守れなくてすいまして、で終わる話ではないので、むやみに、という怒られそうですけれども、上げてしまうと、非常に禍根を残すということになりかねない、と考えております。そういう意味からも、慎重に議論していきたいと思っています。以上です。
会 長	ありがとうございました。 それでは、使用者側からは、よろしいでしょうか。
使側委員	【特になし】
会 長	それでは、公益の委員からは何かございますでしょうか。
公益委員	【特になし】
会 長	それでは、今後は、専門部会で具体的な審議をしてまいりたく、思います。 事務局は次の説明をお願いします。
事務局	それでは、お手元の資料について、ご説明をいたします。 資料3をご覧ください。意見陳述に使われております最低賃金の改正に関して意見聴取の公示によって提出された意見書の写しでございます。 (1)は、「全労連・全国一般群馬労働組合」から提出されました「群馬地方最低賃金審議会に対する意見書」でございます。

	次の（２）は、「生協労連コープネットグループ労働組合」から提出されました「2025 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書」でございます。 次の（３）は、「群馬県医療労働組合連合会」から提出されました「最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書」でございます。 次の（４）は、「群馬県自治体一般労働組合」から提出されました「群馬地方最低賃金審議会への意見書」でございます。 最後になります（５）は、「群馬県労働組合会議」から提出されました「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書」でございます。 資料４は、「群馬県労働組合会議」から提出されました「最低賃金全国一律制度の法改正と、群馬県の最低賃金を 1,500 円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書」と題した署名 1,925 筆の表紙でございます。署名は会長席に置かせていただいております。また、意見書や署名につきましては、厚生労働省にも報告しているところでございます。 資料５は、「群馬県タクシー協会会長」から提出されました「地域別最低賃金額改定の金額審議について」でございます。 資料６は、令和 7 年 6 月分の「労働市場速報」です。 資料７は、「前橋財務事務所」作成の「最近の県内経済情勢」です。 資料８は、群馬県における生活保護と最低賃金を比較したものです。 資料９は、次の議題の「特定最低賃金改正決定に係る申出書」でございます。 資料の説明は以上です。
会 長	今、説明がありました資料につきまして、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
会 長	それでは今後は、意見陳述や意見書及び資料等も十分踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。 それでは次の議題、（３）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、事務局から説明をしてください。
事務局	資料 9 をご覧ください。 特定最低賃金 4 業種について、最低賃金の改正決定の申し出が

局長 会長 事務局	ございました。 1 件目が、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金、 2 件目が、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金、 3 件目が、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、 4 件目が、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金でございます。 それぞれ申し出の要件となっています『基幹的労働者の概ね3分の1以上の「労働協約」又は「合意」が必要とされている』ことを満たしておりますので、最低賃金法第21条の規定に基づき、その改正決定の必要性の有無についての意見を求める諮問文を、上野局長から■■■■会長にお渡しいたします。 どうぞよろしくお願いいたします。 ただいま、局長から諮問をお受けいたしました。 諮問文に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。 諮問文の写しを委員の皆さまにお配りいたします。 諮問文は4業種についてございますが、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業についてのみ読み上げさせていただき、他の業種につきましては、標題の読み上げのみに省略させていただきます。 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。 群労発基 0804 第1号令和7年8月4日 群馬地方最低賃金審議会会長 ■■■■ 殿 群馬労働局長 上野康博 「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」 令和7年7月18日付けをもって、申出代表者日本基幹産業労働組合連合会群馬県本部委員長■■■■から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年群馬労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。 このほかの業種に対する諮問文につきましては、標題のみ読み
--------------------------------	---

	上げさせていただきます。 2 件目が、 「群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」 3 件目が、 「群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」 4 件目が、 「群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」 諮問文は以上でございます。 特定最低賃金の改正決定につきましては、労使のイニシアティブによるものであること、関係労使の合意が基本となること、とされています。 日程の関係もございまして、次回の審議会において改正決定の必要性の有無をご審議いただきたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。
会 長	それでは、ただいまの諮問文につきまして、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
会 長	それでは、次回の審議会では特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、ご審議をよろしく申し上げます。 最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。
事務局	特にございません。
会 長	それでは、本日の議事は以上となります。全体を通してご意見等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
会 長	以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

	これで第 465 回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議お疲れさまでございました。
--	---